



山岳トンネル工事における仮設備等の設計・積算上の留意事項について（通知）

技術基準の種類：積算
通知日：平成13年 5 月1日

管 号 外
平成13年 5 月1日

日野総合事務所県土整備局長
部 内 各 課 長
各 土 木 事 務 所 長

様

土 木 部 長
（公印省略）

山岳トンネル工事における仮設備等の設計・積算上の留意事項について（通知）

このことについて、別添のとおり国土交通省から通知がありました。
つきましては、粉じん障害に対する安全をさらに確保するために、仮設備等の設計・積算にあたって留意してください。

国官技第63号の2
平成13年 3 月29日

鳥取県 土木部長 殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

山岳トンネル工事における仮設備等の設計・積算上の留意事項について

標記について、別添のとおり各地方整備局等に通知したので参考までに送付する。

国 官 技 第 6 3 号
平成13年 3 月29日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長
沖縄総合事務局開発建設部長

あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

山岳トンネル工事における仮設備等の設計・積算上の留意事項について

山岳トンネル工事においては、粉じん障害の防止に配慮して工事の実施に努めてきたところであるが、平成12年12月26日に労働省において「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が策定されたことも踏まえ、粉じん障害に対する安全をさらに確保するために、仮設備等の設計・積算に当たっては下記事項に留意されたい。

記

1.設計に関する留意事項

山岳トンネル工事の仮設備等の設計に当たっては、粉じん濃度目標レベルが原則として 3 mg/m^3 以下となるように、適切な換気方式を選定するとともに、必要に応じ集じん装置の配置を計画する等必要な検討を行うこと。

- (1) 換気設計に当たっては、発生した粉じんの効果的な排出・希釈及び坑内全域における粉じん濃度の低減に配慮し、トンネル規模に応じた最も適した換気方式や換気装置について検討すること。
- (2) 集じん装置の設計に当たっては、吸入性粉じんを含めた粉じんの処理容量や捕集効率性等の集じん装置の能力、及び粉じんの発生場所や送気口・吸気口の位置等を考慮した集じん装置の配置について検討すること。
- (3) 粉じんの発散を少なくするため、走行路の仮舗装、エアカーテン等の必要性について検討すること。
- (4) 中小断面の山岳トンネルのうち、粉じん濃度目標レベルを 3 mg/m^3 以下とすることが困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルとすること。

2.条件明示に関する留意事項

- (1) 「山岳トンネル工事の施工に当たっては、『ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン』に定める方法により、粉じん濃度を測定し、粉じん濃度目標レベル以下とするとともに、粉じん対策は請負者の責任において実施するものとする」旨を設計図書に明示すること。
- (2) 山岳トンネル工事の発生に当たっては、粉じん濃度目標レベル以下とするための設計上の換気方式や換気量等の設計条件を設計図書に明示すること。

3.積算に関する留意事項

- (1) 山岳トンネル工事の新規発注に当たっては、1.の事項及び現場条件に応じた必要な費用を積算で適切に計上すること。
- (2) 時間的な制約等により、やむを得ず現在の「ずい道工事等における換気技術指針（設計及び保守管理）」（建設業労働災害防止協会）に基づき設計及び発注する工事においては、着工前に請負者に1.事項の検討を行わせるものとし、当初設計に変更が生じた場合は、契約変更時に必要な費用を適切に計上すること。
- (3) すでに着工中の工事においては、粉じん濃度の測定を指示し、その結果が粉じん濃度目標レベルを超えており必要な装置を講じた場合は、契約変更時に必要な費用を適切に計上すること。